

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十八号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二十三号中「及び独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立青少年自然の家の職員の職員」を「、旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員及び国立青少年教育振興機構の職員」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。